

○宣誓により利用可能な行政サービス

宣誓することにより、次の行政サービスを利用することが可能となります。

サービスの名称	内容
住民票の続柄の記載	パートナーシップの場合、同一世帯者は「同居者」となるところを「縁故者」と記載。ファミリーシップの場合は「縁故者の○○」と記載
町営・町有・特定公共賃貸住宅の入居申込・同居申請	家族として入居申込、同居申請可能
新ふるさと定住促進条例奨励金	住宅所有者の家族として申請可能
放課後児童クラブ	保護者と同様にパートナーも申請できる。
就学援助	保護者と同様にパートナーも申請できる。（要保護・準要保護申請、特別支援教育就学奨励補助申請、津別高校就学支援補助など）
犯罪被害者等支援	遺族として遺族見舞金の支給対象となる。